



# まちづくり・文化・スポーツ

## 働く人たちのために

### 融資・企業育成室に関する手続き

商工振興課 ☎754-6241

中小企業事業資金融資、企業育成室、コワーキングスペースの貸し出しの受付を行っています。

### 労働相談・就労支援

商工振興課 ☎754-6230

不当解雇や賃金不払いなど、さまざまな労働問題への相談に応じます。また、働く意欲や能力がありながら就労が困難な方への就労のサポートをします。相談者への助言や提案、就労に役立つ講座の案内もします。事前に予約が必要です。就職のあっせんはしません。

〈とことろ〉新町1-8 池田市しごと相談・支援センター

☎751-0574

### 農業の振興

みどり農政課 ☎754-6152

農園芸活性化のため、認定農業者をはじめ農家への支援など、さまざまな事業を行っています。細河地域は、日本の4大植木産地の一つで、同地域には植木専門農協として細河園芸農業協同組合(中川原町448-1、☎751-6839)があります。

### 農地相談、許可など

農業委員会事務局 ☎754-6152

農地の転用や売買、貸借には許可が必要です。農地に関する相談は、お問い合わせください。

## 住宅など

### 市営住宅

都市政策課 ☎754-6283

市営住宅は住宅に困っている低額所得者の方のために建てられたものです。募集は随時広報誌などで行います。

### 空き家等老朽木造住宅の除却への補助

都市政策課 ☎754-6283

倒壊する恐れのある空き家等老朽木造住宅を除却される方に対し除却費用の一部補助を行っています。

## 用途地域

都市政策課 ☎754-6262

それぞれの地域に見合った都市機能の維持増進を図るために指定しています。地域は9種類に分類されています。

## 住居表示

総合窓口課 ☎754-6243

住居表示が実施されたことを証明する「住居表示証明書」を発行しています。また、住居新築の際には新たに住居表示を付番しますので上棟後から完成前までに届け出を行ってください。詳しくは、お問い合わせください。

## 市道などの境界明示

土木管理課 ☎754-6273

私有地と公共用地(市道・里道・水路など)との境界確定が必要な場合は、境界明示申請が必要です。

## 建築相談と申請

審査指導課 ☎754-6339

建物を建てる場合は、申請が必要です。建物に関する相談は、お問い合わせください。

## 開発許可・宅地造成等工事許可申請

審査指導課 ☎754-6339

市街化区域内および市街化調整区域内での開発行為には開発許可が、宅地造成等工事規制区域内での宅地造成などを行う場合には、宅地造成等工事許可が必要です。

## 環境保全条例に基づく指定事業の手続き

審査指導課 ☎754-6339

良好な環境を保全するために、事業実施者は関係住民への事業計画の「事前公開」「関係住民への周知説明」「事前協議」を行うことを必要としています。

## 木造住宅の耐震診断への補助

審査指導課 ☎754-6339

耐震診断を行う木造住宅の所有者に診断費の一部補助を行っています。

## 木造住宅の耐震設計・改修への補助

審査指導課 ☎754-6339

耐震設計・改修を行う木造住宅の所有者に設計費・改修費の一部補助を行っています。



## 危険なブロック塀等への補助

### ☎ 審査指導課 ☎ 754-6339

危険なブロック塀などの撤去を行う所有者に撤去工事費の一部補助を行っています。

## 空き家で悩まないための知恵

住まいは個人の貴重な財産です。しかし、利用されず、放置された空き家は、周辺の住環境に悪影響を及ぼすものであり、空き家の増加が社会的な問題となっています。現在、空き家を所有していない方も、いつ空き家を引き継ぐことになるか、また、今の住まいをいつ空き家にしてしまうか、分かりません。

次の世代に問題を残さぬよう、空き家対策と一緒に取り組んでいきましょう。

### 住まいを空き家にしないために (住まい所有者のみなさまへ)

住まいは、日々の管理や権利関係の整理等ができていないと相続する方にとって負の財産となってしまう恐れがあります。所有者の皆さんは元気なうちに予防策を行っておくことが重要です。

#### その1 住まいの適正管理

長く住み継ぐため、日頃の手入れと計画的なメンテナンスが大切です。

#### その2 権利関係の整理

所有権の登記や境界確定等がされないまま世代が代わってしまうと後々のトラブルになります。

#### その3 荷物、重要書類の整理

空き家として放置される多くの理由は「親の荷物整理ができていないから」。

また、住まい購入時の契約書や建築確認済証などの重要書類の整理も忘れずに。

#### その4 相続等の下準備

紛争を未然に防ぐため、今の住まいを将来どうしたいか、家族同士で意向を確認しておくことが重要です。また、遺言書を作成しておくことも予防策の一つです。

### 空き家を所有(相続)したら… (空き家所有者の皆さんへ)

所有(相続)する空き家を適切に管理していない場合、所有者責任を問われる場合があります。また、空き家を放置することは地域にとっても良くありません。適切な管理と利活用をよろしくお願いします。

#### その1 定期的な点検と適切な管理

月1回の定期的な点検を心がけましょう。定期的な点検が難しい方には、シルバー人材センターの「空き家見守りサポート業務」を推奨します。

#### その2 相続登記のすすめ

相続登記は、空き家の解体、売買、賃貸などの作業を行っていくための前提条件です。

### その3 空き家専門の相談窓口の利用

空き家の立地や建物の状態から活用を諦めている場合でも、専門家が活用方法を提案してくれる可能性もあります。また、空き家に関するトラブルなどには弁護士会の専門チームのノウハウが役立ちます。

### その4 セミナー、補助制度等の活用

市では、セミナーや無料相談会を開催する等、対策を進めています。また、倒壊の危険がある空き家の除却に対する補助制度等を行っています。市ホームページまたは担当課窓口でご確認ください。

## 各種相談受付のご案内

### ☎ 都市政策課 ☎ 754-6283

空き家管理 の相談	池田市 シルバー人材センター	☎ 754-1980 平日 午前8時45分～ 午後5時15分
相続登記等 の相談	大阪法務局池田出張所	☎ 751-3342 平日 午前9時～午後4時
	大阪司法書士会	☎ 06-6943-6099 平日 午前10時～午後4時
住まい活用 の相談	大阪府不動産 コンサルティング協会	☎ 06-6261-3340 平日 午前10時～午後4時
空家無料 電話相談	大阪弁護士会	☎ 06-6364-5500 平日 午後1時～4時

## 相続登記はお済みですか？

### ☎ 大阪法務局池田出張所 ☎ 751-3342

相続を重ねることで、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続き費用や手数料が高額となる恐れがあるため、速やかに相続登記を済ませておくことが重要です。相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きです。令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。



# 交通

## 駐輪場

交通道路課 ☎754-6281

### 池田駅周辺

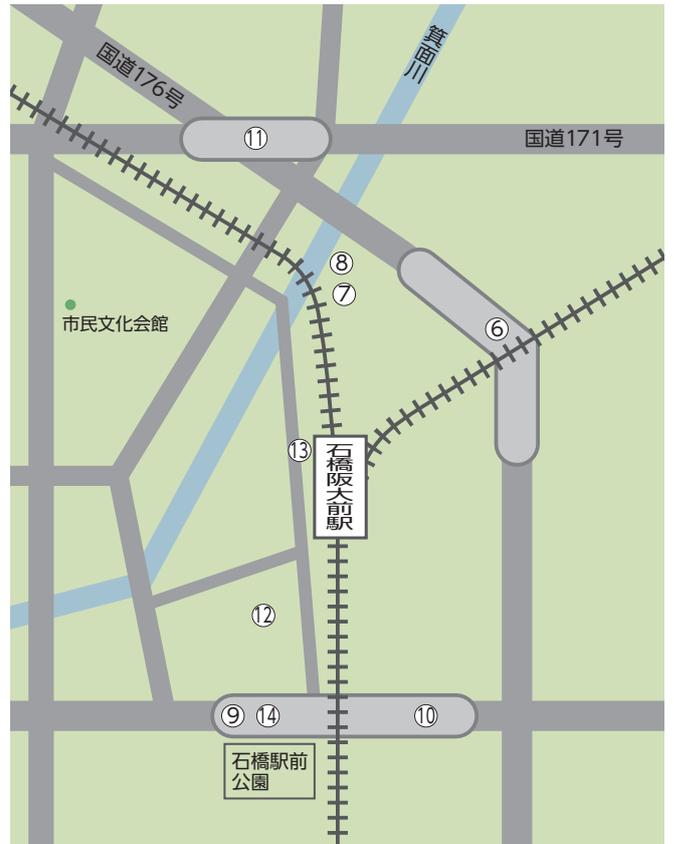
- ①池田駅東自転車駐車場  
☎753-5893
- ②阪急池田駐輪センター  
☎751-7715
- ③サンシティ駐輪場  
☎751-3711
- ④ダイエー駐輪場  
☎753-4147
- ⑤エコステーション21阪急池田  
☎0120-923-521

### 放置自転車保管場所

池田市放置自転車等保管場所  
(鉢塚1-9-25)  
☎762-8523

### 石橋阪大前駅周辺

- ⑥石橋阪大前駅東自転車駐車場  
☎761-5468
- ⑦石橋阪大前駅中央自転車駐車場  
☎761-5468
- ⑧石橋阪大前駅中央第2自転車駐車場  
☎761-5468
- ⑨石橋阪大前駅南第1自転車駐車場  
☎761-5468
- ⑩石橋阪大前駅南第2自転車駐車場  
☎761-5468
- ⑪石橋阪大前駅北自転車駐車場  
☎761-5468
- ⑫石橋商店街第1駐輪場  
☎090-5967-1941
- ⑬エコステーション21阪急石橋  
☎0120-923-521
- ⑭石橋商店街高架下駐車場  
☎090-5967-1941



## 道路・街路樹などの管理

☎土木管理課 ☎754-6270

### 道路等の掘削・占用許可

道路などを掘削、側溝のふた掛け、建築工事などの足場、案内標識など道路を一時使用する場合は許可が必要です。

また、街路樹の適正な管理を行っています。

## 交通安全施設

☎土木管理課 ☎754-6270

### 街路灯・カーブミラー新設維持管理

交通弱者保護や交通路確保のための交通安全施設として、道路照明、街路灯、ガードレール、カーブミラーなどの整備や維持管理を行っています。街路灯の球切れの際はプレートの番号をお知らせください。

### 道路の整備維持補修

道路を快適に利用していただくため、不良個所の点検整備や不法占用の排除に努めていますが、道路の穴ぼこなど危険個所を発見されましたら、ご連絡をお願いします。

## 狭あい道路の整備費を助成

☎土木管理課 ☎754-6273

4m未満の市道に接した土地で建築確認申請などを行う場合、道路後退部分の寄付を前提とした事前協議を行い、協議が整えば道路整備費用の一部を助成します。



## 人権

### 人権啓発・人権擁護

☎人権・文化国際課 ☎754-6231

平成9年に人権を大切にすまちなまちづくりの推進に関する条例を施行し、さまざまな啓発活動を行うなど人権意識の向上に努めています。

### 男女共同参画

☎人権・文化国際課 ☎754-6231

男女共同参画社会を実現するために各種啓発や苦情処理制度、DV対策など、さまざまな施策を展開しています。また、男女共同参画のための啓発事業、資料の掲示、女性のための相談を行う施設としてダイバーシティセンター（ツナガリエ石橋5階、☎768-8034）があります。

## ボランティアしませんか

### ボランティアセンター

☎ボランティアセンター ☎753-8858

社会福祉協議会内（城南3-1-40）にあり、ボランティア活動に関心のある方、活動をしたい方、ボランティアの援助を必要とする方などボランティアに関する相談の総合窓口です。また、すでにボランティア活動を行っている方にとっては、活動の拠点となる所です。

ボランティア活動への支援、各種ボランティア講座の開催、広報活動、ボランティア保険の受け付け、情報収集、ボランティア活動の需給調整などを行っています。

## 人とつながる

### 市民活動交流センター

☎市民活動交流センター ☎750-5133

公益活動その他市民の多様な活動の促進や幅広い世代の市民が集い、交流するために設置された施設です。会議室や多目的室などの貸館機能に加え、市民協働・公益活動・自治会活動などの支援・相談、NPO法人の設立相談なども行っています。



## 身近な書齋(図書館)

### 図書館・石橋図書館

池田駅前に図書館、石橋阪大前駅近くに石橋図書館があります。全館共通で本を借りることができます。

#### 住所

図書館 〒563-0048 池田市呉服町1-1  
(☎751-2508)

石橋図書館 〒563-0032 池田市石橋1-23-6  
(☎760-2383)

#### 貸出

1人10冊(CD2点、DVD1点を含む)まで、2週間

#### 開館時間

平日、土曜日 午前10時～午後8時  
日曜日、祝日 午前10時～午後6時

#### 休館日

図書館 第3水曜日、12/28～1/4、蔵書点検期間

石橋図書館 第1水曜日、12/28～1/4、蔵書点検期間

#### ホームページ

<http://lib-ikedacity.jp>

## いつまでも学びたい

### 生涯学習とふれあいの拠点

☎中央公民館 754-6299  
☎歴史民俗資料館 751-3019

中央公民館では、市民の生涯学習を推進する拠点として、多様な学習支援サービスなどを行うとともに異世代のふれあい・交流を通し、市民が生涯にわたって生きがいを感じる地域社会をめざしています。

歴史民俗資料館では、池田市域に関する資料調査・収集・保管・展示を行い、文化財の保護や活用などに努めるとともに、市民の歴史への興味・意識向上をめざしています。

## 身近に文化に触れる

### 市民文化会館・カルチャープラザ・ギャラリー

☎市民文化会館 761-8811  
☎カルチャープラザ 762-7777  
☎ギャラリー 750-3333

市民文化会館では、充実した文化・芸術活動の場として、市民と共に地域文化の創造に努め、優れた舞台芸術を提供しています。

カルチャープラザでは、多様化した学習要望にこたえるため「アゼリアカルチャーカレッジ」などを開講しています。

ギャラリーは、駅直結の好立地にあり、気軽に美術作品を鑑賞できます。



スーパーでは売っていない  
安くて美味しい業務用食品

食材は  
6,000  
アイテム以上!

24時間  
365日  
注文可能!

テイク  
アウト用  
商品も充実!

個人でも  
購入  
可能!

お店で食べる  
プロの味を  
お家で楽しみたいな

お店の仕入れや  
お手軽な買い物に便利!



そろそろお店で  
テイクアウト  
始めたいな

まずは会員登録を!  
(登録料・年会費無料)

全国の皆様に満足をお届けします。  
**食彩ネット**



運営会社 株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町5丁目3-15 ☎:06-6766-3380 FAX:06-6766-3345

詳しくは

## いい汗かきませんか

### 体育施設の利用申請

☎五月山体育館 754-3336  
総合スポーツセンター ☎761-5137

インターネットや体育施設に設置している街頭端末機から受け付ける「池田市スポーツ施設情報システム(オーパス・スポーツ施設情報システム)」でお申し込みください。

#### 登録方法

登録申請書に従って口座振替手続きの後、五月山体育館または総合スポーツセンターで申請。登録料500円が必要(後日引き落とし)

#### 抽選申し込み期間

利用日前月の1日～11日

#### 抽選

利用日前月の12日

#### 当選者の利用申請

抽選の当選者は利用日前月の13日から19日の間に、申請手続きが必要。また、申請の後に利用を取り消すと取消手数料が必要

#### 空き利用の申請

抽選後の空き施設の利用申請期間は、利用日前月の13日から利用日当日まで

#### 利用できる施設

- 五月山体育館…アリーナ、多目的室、小多目的室、会議室
- 猪名川運動公園…少年野球場、野球場、ソフトボール場、サッカー場、北多目的広場、陸上競技場
- 夫婦池公園テニスコート…テニスコート
- 空港緑地グラウンド…中学生以下のサッカー、ラグビーなど
- 総合スポーツセンター…大体育室、小体育室、柔剣道場

#### その他

☎社会教育課 ☎754-6480

夫婦池公園テニスコートのテニスコートは個人単位、ほかの対象施設では団体での申し込みが必要  
空港緑地グラウンドは総合スポーツセンター(☎761-5137)に直接申し込みが必要

### 学校体育施設の開放

身近なスポーツ活動の場として、市立小学校の体育施設(運動場と体育館)を無料開放しています。

#### 開放日時

土・日曜日、月～金曜日の夜間

#### 対象

校区内に居住する児童や青少年団体、スポーツ団体で、各校区の運営委員会が認めた団体

### 卓球のまちづくり

☎社会教育課 ☎754-6480

子どもから高齢者まで、また、初心者から上級者まで、皆さんが気軽に誰でも楽しめる生涯スポーツとして卓球を取り上げ、卓球講習会などを開催し、「卓球のまち池田」を推進しています。

### 五月山ハイキングコース

☎みどり農政課 ☎754-6275

五月山の南側斜面は、緑地保全を中心に整備を行っている五月山緑地(通称:五月山公園)になっており、サクラやツツジ、紅葉の名所として知られています。ファミリー向けのハイキングコースもあり、山をぐるりとひと巡りしても1～2時間程度と、気軽にハイキングを楽しむことができます。

※市役所、五月山公園総合案内所、緑のセンターで、ハイキングマップを無料配布しています。

